

柔道とサッカーの特性

——特にルールの変遷からみて——

村 山 輝 志

A Comparative Study of Some Traits of Judo and Soccer from the Viewpoint of the changes of their Rule's

Terushi MURAYAMA

Received September 26, 1975

(一) ルールの制定と改正の傾向

サッカーは中世の頃から盛んにイギリスにおいて、フットボールとして実施されていた。それは、一定のルールを欠き、乱暴なゲームであった。1800年の初期頃、当時の教育の風潮からゲームを奨励、各パブリックスクールにおいて、一定のルールを定め、独自に効力を発揮したゲームを展開した。しかし彼等が卒業しケンブリッジ、オックスフォード大学に進学したため、共通のルールを作成する必要から、1863年、正式のルールを作成し¹⁾、Football Association が正式に組織された。

柔道は、技や理念を1つにする流派があり、戦国時代末期から独自に発展してきた。それは一定のルールのもとでゲームを展開することなく、形の反復練習を実施、自由意志で技能を発揮するときは真剣勝負になるという武術の特性があった。このため、ゲームというべき試合を自由意志で展開させるためには、まずもって技の体系化が必要であり、理念としての理想、修行目的を定める必要があった。このことが明治15年、嘉納師範によって、体系化され、理念などが打ち出されたのであった。しかしあくまで嘉納師範の講道館は当時、一流派の柔道であった。そして明治28年、大日本武徳会の成立により全国的武道大会を開催する必要から全国の各流派の師匠を一同に集め、全国的統一のルールを作成した²⁾。

サッカー、柔道ともに、全国的、あるいは共通の試合を実施する必要から、統一ルールが生じたことは、共通であるし、また、地域的、流派的に独自のルールで、試合又は演武を実施したことも共通である。ただ技術的・歴史的発展から、技を大巾に制限しなければ、自由意志で闘う試合が実施できないのが柔道であった。

ルールの意味や目的は参加者の安全の保障、競争の条件を公正にする、興味ある試合を促進させることを目的とし、不都合が生じれば改正、増補される。これらの改正の傾向として共通

なことは、① ルールの遵守を強制し、恣意的に遵守し履行されなかったときは、罰を加えること ② 技術の進歩により、ルールの中に歪みが生じた場合 ③ ゲーム内容の事実を外面的に処理するため、その内容を細文化する。④ 各種目の特性により、発生の過程、国民性など習俗化されたものをルールに盛り込む傾向³⁾ などが、他の研究者や筆者も柔道のルールの変遷を明らかにする過程で証明した。以上四点の傾向をサッカーと柔道とを比較し、社会や種目の特性のかわりを追求しながら明らかにしようというのが本論文の主旨である。

(二) ルールの遵守を強制し、恣意的に遵守し履行されなかったときは罰を加えること

法において社会規範と強制規範がある。現在スポーツのルールは強制規範がすべての種目に存在しているが初期の頃のルールは明文化されていなかった。

サッカーにおいては紳士がゲームを楽しむものである、紳士は不正行為を行うものでなく、正々堂々と公正な態度でスポーツすることが要求され、それが誇りでもあった。従って初期の頃は不正行為をすれば社会的制裁で十分、間に合ったのである。それはあたかも古代社会における制裁と相似している。未組織的な社会や、未発達なスポーツの時代においては、「何々すべきでない」という社会規範のみで社会やスポーツ活動が実施できた。それは伝統の力が強く、社会的なあるいは集団の内部の結束が強力な場合である。しかし社会も組織化され複合化され、同時にスポーツも組織化され、あらゆる人種がそれをたのしみ実施されてくると、社会的規範のみでこれらを運営できなくなる。そこで社会規範のありかたを保障し、あるいは秩序あるゲームを促進させるため、強制的効果を発揮せしめる規範が必要になってくるのである。このことは人間の多目的化や個人間の対立関係により社会的規範のみでは、社会やスポーツを運営できなくなったからであろう。

サッカーにおいては、初期の頃は罰則規定はなかった。1871年F A, チャレンジ・カップ、コンペティション (The FA. Challenge. cup. competition) が創設されるに至り、優勝トロフィーの用意、観衆の増加により剰余金などの経済的な理由から起る異常な勝利への意欲をかきたてた。そしてプロが1880年公認されたがルールは両者ともに同一であった。また、サッカー人口も貴族社会から労働者階級へと拡大し、罰則規定を強化¹⁾ するに至った。

柔道は、流派の残存、武術性など、江戸時代の名残り、師匠が弟子の試合を判定するという姿勢から、初期の規定には強制規定はなく、社会的規範のみであった。しかし大正14年²⁾ の改正で、禁止事項に違反した場合に審判の見込みで負けとする規定をつくり、強制的規範で禁止事項を遵守させた。当時ようやく学校柔道として任意に柔道を課し、更に高専、中等学校の柔道大会が隆盛になったため、柔道人口の増加、対抗意識・勝負意識などの高まりがこのような規定をつくらせた。更に戦後はスポーツ柔道としてのみ柔道実施が許され、危険防止や安全なスポーツとして発展する必要から、禁止事項の増加とスピーディな試合運び（例えば場外に故意に逃げる）を望むことからより強力な罰則規定を設けた。

サッカー、柔道、いずれも、初期の社会的規範から試合の運営を公平に実施するための保障として強制的規範を設け、その社会的規範の実効を保障した。ただその内容において、サッカーでボールを取り扱う部分を規定し、これに違反した場合の罰則。ボールを保持しているプレイヤーに対してトリッピング、チャージ、キッキング、プッシング、ジャンピング、アットホールディング

グ、故意のハンドリング、に対するペナルティキックの罰則。または違反の内容により、罰の軽重を課した。柔道は、技の制限、動作の制限を実施することにより、危険を防止、このことが禁止事項の大部分を占めるに至っているが、試合を有利に展開するために故意に場外に逃げたり押し出したり、又、無礼な発声をしたなど精神的な禁止事項も追加した。そして前述の場外に故意に出たり押し出したりした場合の罰を具体的に規定し、審判が適用し易いようにした。

サッカーも柔道も禁止事項だけの時代から罰則規定という強制規範を示し、更に禁止事項も罰則規定も細文化し、罰則の軽重を明らかにした。

審判についてサッカーは、1863年のFA. ルールのできた頃は外部の司配を受けず、プレイヤー自身が問題を処理していた。外部の司配を受けないというプレイヤーの誇りがあった。1871年の全英選手権試合のとき、両チームに関係のないもの2人のアンパイアと1人のレフェリーの司配を受けた³⁾。1880年にはレフェリーが試合を司配する規定ができ、2名のアンパイアの上に位置づけられた。更に1889年にはレフェリーの権限が拡大され、ゲームを中止させたり、プレイヤーを退場させたり、フリーキックを与える権限をもつようになった。更にプレイヤーのアップールは許されなくなった。1891年にはレフェリーが競技場に入って審判し、2人のアンパイアはライオンズマンとなった。このように自分達だけの問題処理から、両チームに無関係の司配者、更にレフェリーの絶対性まで発展していった。このことは禁止事項から罰則規定の細文化へと平行していった²⁾。

柔道の審判制度は、講道館の規定以前から絶対権限を有していた。「……審判官は公平無私なる達眼を以て決断すべし、他人の之に容喙是非するを許さず……」と振気流練体柔術の審判の方法にあり、講道館においては規定に明文化されなかったが「……試合者は自分の考へと違っているが決して不服をいうことはできぬ。……」と注意し以後、昭和26年までこの精神が貫徹かれ、昭和26年の改正の時にはじめて「審判員の決定は絶対であってこれに、抗議することは許されない。」と明文化した。しかし、公平を求めることから、それまでの1人の審判から、主審1名、副審2名を原則とした。しかしあくまで主審の権限は絶対である。

柔道の審判は、師匠と弟子の縦の関係が強い。歴史的に流派の特徴でみられる如く、秘密性・神秘性があり、師匠は弟子に対し絶対権を有していた。サッカーのそれは横の関係で結ばれ、前述の流派の特徴もなく、民主的な運営がみられる。柔道・サッカー、いずれも審判の絶対権は形式的には認めているものの、柔道のそれは上意下達の感じをまぬがれない。サッカーはプレイヤーの行為を尊重・プレイヤーも紳士として審判の絶対権を認めている。

(三) 技術の発達変遷に伴う改正

技術、策戦の進歩・発展により、従来のルールにおいては興味・スピードなどがそう失し、試合をしにくくする、従ってルールを改正することにより、前述の事柄をなくする。そして、新ルールにより、新しく技術や策戦が考案され発展していく。このようなパターンをくり返し、ルールが改正されていく。野球、バスケットボール、その他、スポーツ種目すべてにこのことがみられる。

野球において、投球技能と打者との関係は、初期の頃は投球技能が拙劣であったので現行の4球でなくフリーであり、打者も何球も待ってよかった。その後、変化球の発展により、打者との

バランスが崩れ、球を制限、9球、8球となり、ついに現行の4球となった。打者の方も三振による、アウトを規定し、投打のバランスをとった⁴⁾。バスケットボールも同様、3秒ルール、30秒ルール、10秒ルール、バックパスルールなどはいずれも攻防の均衡を保つためのものである⁵⁾。

サッカーのルールはたとえば、オフサイドの規定の変遷を例にとればはじめは、ボールの前方に出てプレーできなかったものが、3人制オフサイドになることになった。攻撃の技能の発展を企図した改正である。現在のパスはすべて前方へのパスであり、センターキックやフリーキックも前方へのパスである。策戦もオフサイドの改正により、フォワード6、ハーフバック2、ゴールキーパーの布陣になった。1925年には二人制オフサイドといわれる現行のオフサイドになった。3人制オフサイド・ルールでは個人技術の上達により攻撃力は向上したが、それ以上に防御力が優り得点がなくなり、興味がそがれた。そこで攻撃力強化をルールの面から計ったのである³⁾。

柔道も同様、策戦、技術の発展によりルールが改正された。柔道衣の大きさが異なることにより、柔道衣を利用する技に不公平が生じるため、各人の体に合わせて一定した柔道衣を着用する規定を設けた、このことは、柔道衣を利用する技の発展があったからである。第4条の試合は試合場内で実施するという規定は、戦後の規定になかったが戦後26年に規定され更に研究や準適用などを得て同41年に正式に現行の規定になった。26年の規定に追加されたものとして、「試合者の双方または一方が場外に出た場合に施された技は無効とし、立ち姿勢においては片足でも出たとき、捨身技、寝技においては半身以上が出たときをいう」が規定され、これに関連し、試合場も8間四方にした。このことは、場外近くでの巧妙な試合運び、つまり策戦の発展と場外近くでの一瞬の隙をみつけての攻撃、消極的には場外へ逃げ出すことなどによる面白味のない試合振りの阻止にあった。更にこの規定と関連して罰則規定をより強化し、「指導」「注意」「警告」「反則負け」の規定を設け、具体的に運用するために、場外に進退、体さばき中に出たら「注意」2回目は「警告」を与え、興味とスピードある試合を促進させるためにうたった。(外面的処理の項参照)

試合は投、固技をなるべく利用して試合を実施すべき規定が大正5年までであったが、当時、固技の飛躍的な発展により、投技をおろそかにする気配がみえた。そこで講道館柔道は投技をも試みるべきだということで、試合は「立ち勝負にて始むべきものにして寝勝負は左の場合に限り行うことを得」とした。この寝技の発展は高専柔道の対抗試合の発展²⁾による影響が多大であった。

しかし、今度はこの規定により立ち勝負の発展がみられ、寝勝負を閑却するとし、戦後の41年には、立ち勝負から試合は実施されるものの寝技に移る条件を大巾に緩め、立ち勝負・寝勝負を中道に戻すために規定の改正を実施したのである。

また、固技の発展のため、両試合者が、たとえば、一方が下から絞め、他方が抑えるなどして、同時「一本」の効果がみられるようになった。そのためその取扱いを規定した。

柔道は以上のように各条項と関連させながら、技術の発展により、規定を改正していった。

サッカー、柔道、いずれも技術の発展・ルールの改正またそれにより、策戦の発展をくり返してきたことは同様である。しかし、戦後オリンピックを契機にウェイト制が敷かれ、日本柔道も大きく転換した感じがする。ウェイト別にした理由は技が体重差により効力を失うという結果からである。それでも全日本選手権大会では、無差別で実施し、その伝統を守っている。世界選手権大会でも同様に無差別級を設けている。

(四) 事実の外面的形式を具体化する傾向

前述した如く、江戸時代から昭和20年までは、柔道の審判は弟子の試合をその師匠が判定することから、審判の方法、判定の結果は主観的要素が大きくウェイトを示していた。現在の職権主義にもとづく客観的審判という冷静な審判でなく、温情主義的色彩があった。このことは現在の審判規定に「指導」という罰則にもみられるように、試合者の発展を促進させるものであり、このことは他のスポーツにみられない。

しかし柔道・サッカーともに、審判は客観的に公平な審判が要求される。人格高潔であり、経験豊かであることは公平な審判をすることはもちろんであるが、それでも尚、審判の恣意は誤判を招く危険がある。これを防ぐ方法としてルールを外面的事実と照合させ規定させ、そのルール通り判定させる。それには上述の職権主義からくる誤判を防ぎ、スピーディに試合を運営させる。このために年々ルールは外面的事実を具体化する傾向にある。

柔道をはじめ、サッカー、ラグビーなどスポーツの種目はプレイヤーその他の異義を受けつけない。特に柔道は「審判の決定は絶対である」が規定してある。そのため、過去多くの誤審からルールが改正された例が多い⁶⁾。

今1つ、事実の外面的形式を具体化する傾向をもつ、もう1つの要因としては、試合をスピーディに実施するため審判の判定もスピーディでなければ興味を失う。そのため、内部的な意図を問題にせず、外部的な形式を重んじて審判する傾向にある。あらかじめルールの上で、外面的な事実を明記し、どんな事実はどうのように判定すべきか、しかもどのルールはどういう意味を有しているかをすぐ適用できるようにあらかじめ用意していた方が望ましいのである。

このような形式主義は即決主義を助長し、しかも前述の職権主義から意義の申立てを受けつけない。危険な誤審があるかも知れない、これを拙速主義ともいえるが、やむを得ないことである。

サッカーは、タッチからボールが出たとき、何れのチームが、どこから、どのような方法で投げ入れ、どのような状態になればインプレーとするか、ファール・スローのときはどうするか、インプレーになったボールに対する規制など、次第に事実内容を具体化し、細文化して来ている。プレイヤーも審判も、よりスムーズな競技進行が当れるようにしていると見るのできるのである。

柔道も同様に、事実を外面的に処理する条文が多々みられる。例えば第10条では「試合は成るべく投・固の各種の業を併せ試みる機会を与ふるを本旨とす」の条文があったがこの規定ではあいまいで統一した見解がなく、しばしば不統一な審判が実施された。大正14年になると、試合は立勝負から始むとし寝技にうつる条件を2つ用意し、この規定に合わせて審判したが、この規定も大まかであるということで更に昭和26年では寝技に移る条件を3つに増やし、同41年にこれを2項目追加し、計5項目、寝技に移る条件をました²⁾。

禁止事項も同様に、はじめは少数の禁止事項であったが、年とともに増えて、危険や柔道精神に違反すると思われるものを具体化してきた。

そして禁止事項を犯した場合の罰則規定を明らかにし、外面的事実と照らし合わせて罰を加えるようにした。

(五) 習俗を明文化する傾向

人間の行動はある理念にもとづいてくり返し実施される。人間は生きていくためにあらゆる欲求を満たすため努力をし、自分にとりそれが不利であればやめ、満足させるものであればくり返し、実施することになる。そしてこのことが社会にも共有され、又社会からその価値を認められれば社会的に拡大されることになるので「慣習」と呼ばれている。このような慣習が社会の成員間に通用し、行動のくり返しが固定化し、各成員に侵透し、普遍的になった状態になれば一種の規範になり、ある種の拘束力をもつことになる。従って命令を発せられたらすなおに受入れ、行動をしなくてはならなくなる。このことを「習俗」と呼んでいる。

日本の柔道は伝統的に長い間の経過を経て、今日の柔道になった。例えば「柔道精神」とか「武道精神」あるいは「柔道に特有な行為・道徳」が培われてきたものと思われるものがあり、これらの習俗が柔道の試合審判規定に盛り込まれ、その行為を助長するような規定になっている。サッカーも同様にパブリックスクールで育まれたサッカーとして、ジェントルマンのスポーツとして発達させた。これらのことについて具体的に柔道とサッカーを例にとり、明らかにする。

… 紳士道の概念

gentleman という言葉はフランス語の複合語 gentilhomme から派生、gentil は良家の、上品さ、洗練された人、homme は人間を意味し、良家の出身者を指す。しかし良家以外に14世紀頃誠実、慈愛、勇気の徳目を指し⁷⁾、これらのことがパブリック・スクールで繁栄していった。

上述のことから紳士の要件は、紳士の身分は生れによるもの、紳士らしい行ないをするものが紳士と言えそうである。これらの先祖の功績は1050年以後、イギリス、シチリア、イタリアを征服、それにより、土地を与えられ、定着し、貴族や紳士になった⁸⁾。これらの家族は何世紀もの間、戦った。伝統的には紳士の概念の一面は単なる生れのよさと戦闘を好む傾向にあった。古い家系とよき戦士は、行動上一定の形を示し、その理想はギリシャ、ローマ、騎士道の理想から取り入れた⁷⁾と言えそうである。

しかしながら紳士の概念を明確にすることは困難である。それは上述の如く、英国の伝統によるところが大きい。何世紀もの間に変化しているからである。騎士やストア哲人を想像し、たしかに紳士の概念をつくりあげたものの、それは漠然としている。たとえば、ローマ人の美德とするのは約束を守る、ギリシャ人の討論は思慮に富み、礼義正しい⁹⁾、婦人と小児に対する顧慮は騎士道の中心的性格である。いずれも紳士の要件であるが、逆にローマの剣斗場での残酷さ、ギリシャの常習的虚言、同情心の欠如、騎士の戦争狂は紳士の理念と離れているといえる。このように相反する行為を考えるとこれらの源泉を離れて紳士像は展開したと思われる。おそらく今日の考えは19世紀を通じて、英国のパブリック・スクールのなかで広く形造られたといわれる。

パブリック・スクール制度は古くは1300年頃、子供を親から離し、独立させるために遠方の貴族に住ませ、小姓の経験をさせる風習があり（中世の騎士制度と相似している。）、このことから発展した。産業革命により、産業資本家が出現、貴族の風習と同様に田舎に屋敷を購入し、紳士の仲間入りを試みた。そして、その子供をパブリック・スクールに入学させる。このように旧貴族と同様に紳士の仲間入りをさせることを望んだ。

パブリック・スクールでの生活で主な行事は競技で、サッカー、クリケット、ラグビーなどのチームゲームが強調された¹⁰⁾。寄宿生活では過酷な生活が待ちうけ、上級生の暴力的な支配のも

とで生活した。暴君のもとにおける下僕とは何か、中間市民とは、果ては暴君とは何かを体験する。卒業すると専制政治のない英国社会に出て、民主主義の味方をする上で貴重な経験をする⁷⁾。彼等は社会に出て、自分の感情を抑制する能力、辛抱強く耐える能力、さては権力とは何かを学び、更に自他の失敗の両極端を知っているため、権威の保持に興奮しない、勇気と忠誠心と指導性、慎しみ深さと自制心、これらは冷静な行動をとり、社会に貢献することになるといえよう。

従ってサッカーにおいても紳士の行為を要求し、ルールの中に規定していった。

サッカーのルールで「非紳士的行為」に対する罰則が「警告」という非常に厳しい処置となっている。「警告」をうけることは競技者として非常に不名誉なことであり、「警告」されたあともう一度、非紳士的行為を犯すと退場の処置がとられる。

例えば、何等かの方法で相手を妨害すること、しかも自分はボールに対するプレーをせずに相手のプレーを妨害する、これはサッカーの品位をさげる。…また相手を「侮辱する」こと。主審、線審の裁定に対して不服を述べるものも、競技者として紳士として自尊心を傷つける。味方の肩をかりてプレーすることは純粋いの意味での技の競争でない。このようにして勝とうとすることは競技者の品格を下げる。あるいは、また故意に競技を遅らせることも同様である⁸⁾。

以上の如く、紳士の行為という習俗規範がその後の時代の推移により、この習俗を守るために具体的内容として明文化し、今日までも紳士道を守っていったと思われる。

… 武道の概念

柔道の歴史は古く、日本に生れ、世界に発展していった。江戸時代の安泰の世の中で各流派が発展し、明治になり、講道館柔道が創始されるまでは、各藩で重要視された。

日本の柔道は古事記・日本書紀の頃から、柔道の原型をみることができ、次いで平安時代、武技を競わせて宴を賜うたり、武技奨励のため節会相撲を行事として行なわせた。源平時代の戦いは馬上戦であったが、近接戦となると組討になり力のあるもの、技の冴えた者が有利になった。

このように戦場組討の必要上生れた柔術は、応仁の乱後、下剋上の世となり、国は群雄割拠となった。そのため絶えず、戦いが行なわれ、功をなした者がその土地の支配者になることができた。戦法は槍、鉄砲を主とし、前時代の鎧をつけた武具から軽装を主とするものにかわり、組討の技術と同時に体力も必要とした。この時代は技の系統性や特別な指導法もなく、また修得する機会もなかったが、戦場での実践経験により自然と技法を体得し、勝利の理論と精神の堅固な武士が輩出した。そして江戸時代の平和なときに、技や修練法、戦場での攻防を予想した技法の研究、芸道としての道の追求がなされ、流派の発展をみた。社会的には武芸の達人が認められたので更に流派も多くなった。封建制度・家族制度の中で特殊な技法を家宝・家芸とし、一子相伝、閉鎖性、秘密主義とそれに国民性なども手伝った。このことが稽古、入門、流儀の伝授の方法の儀式を生んだ。つまり血判して師匠と契約し、道場の掟を守り、技術の上達の程度により切紙・目録・免許・皆伝の段階別に免許を与えた。これらを授与されたものは誓紙を師匠に提出し、親子・兄弟にも流儀の内容など秘密にすることを誓う¹¹⁾。

以上の時代的過程を経て、明治15年に嘉納治五郎により、講道館柔道が創始された。講道館柔道も一流派として誕生したが、特徴的なことは、精力善用、自他共栄の理念をかがげ、起倒流、天神真揚流の技を基礎とし、他流の長所をとり入れて、技術的に体系化し、自由意志で稽古しても負傷事故などが生じないようにした。つまり、体育、修身、護身の三目的を育成し得る方法を確

立した。

明治28年、大日本武徳会の成立に伴い、全国的試合を展開する必要から当時の各流派の師匠を集めて、ルールの成立を期したが、講道館は尚、一部をかえて独自のルールで試合をした。しかし、その後、講道館の発展に伴い、戦後、ようやく全国的・世界的に講道館の柔道が確立され、今や、この講道館柔道が、本筋の柔道として認識されている。前述の技の体系化の中で自由意志で斗う技と約束して戦う形を分類し、合わせて修行させた。各流派の特徴的技を形として残し、それを伝承すると同時に技の理合いも体得させることにした。従って柔道の修行はこの二形式の技を合わせて修行するのが現在の修行法となっている。

以上簡単にその歴史過程を述べたが、(5)の習俗がルールの中に反映していることに関しては柔道の歴史的発展、日本の特殊な土壌に育くまれたものがルールに反映されていることは当然といえよう。

以上特徴的な柔道の歴史性を紹介したが、このことがルールにどのように反映しているだろうか。

武道の目的は相手を倒すことにあり、自他否定的斗争であった。この目的を達成するために勇氣、戦法、道の追求、秘密性から、忠義、孝行、長幼の關係にみる武士道、あるいは儒教に支えられ発展した。武道はこのような歴史的過程から恥とか名誉に支えられた真剣勝負的な心情が今日も残っている。スポーツの本質は遊戯、斗争、肉体活動が一体となって機能し合うものであるといわれているが、尚且つ柔道はこのような習俗が残っている。このことが、ルールの中に規定されてきたし、根幹にもなっている。例えば、

- ① 柔道衣の色は国際規定においては白色とあるが、国内規定はそれがない。
- ② 試合のはじめと終りは礼をする。
- ③ 試合は立勝負からはじめる。
- ④ 審判員の決定は絶対である。
- ⑤ 試合は一本、先取することを目標にする。
- ⑥ 絞・関節は「参った」と表現しないかぎり一本としない。

などのルールは前述の真剣勝負的な思想が含まれているといえる。

柔道衣の白色は「清潔」「淡白」を連想し、日本古来の襦袢であり、羽織、袴の下に必ず着ける、切腹の儀式、戦いの時を連想させる。

試合の開始時に必ず礼をする。礼の心は尊敬、謙讓の外に武士の日常における覚悟・備えの意味がある。「敬は乃ち備えなり、武士道にては是を覚悟と云」—武教全書講録—

「此篇一の敬の字を写したる者なり。敬の字は主一無適などと註して、道学先生は高上なる事に説ども、敬は乃ち備なり武士道にては是を覚悟と云。論語に出、門如、見、敵と云ふ。是敬を説くなり、呉子に自、出、門如、見、敵と云ふ。是備を説くなり。並に皆覚悟の道なり。敬備は怠の反対にて、怠は即ち油断なり。武士たる者は、行住坐臥、常に覚悟ありて油断なき如くすべしとなり」—武教全書講録—(行住坐臥項)

「礼の本といふは敬の一つなり内にうやまひ慎しむ心深く外には其敬の形容を物事にあらはすを礼とはいへり」—小笠原諸礼大全、文化6年版、法橋玉山著—

以上の引用文から武士は日常において、常に油断のない生活をすべきだ、このようなことが礼

であると述べている。

このことが、現在の柔道の試合や形の発表の中で表現することになっている。すなわち、試合のはじめと終りに礼法に定められた通りに実施することになっており、正座のときに両足の拇指をあわせるのは敵に対応するとき、いつでも避けることができ、逆に攻撃できる体制である。このように他のスポーツ種目に類例をみない礼法などを柔道においては規定している。

「試合は立勝負からはじめる」の規定は、大正14年のルール改正時に嘉納師範は立技の優位性を次のように強調している。投げ技は固め技に比べて変化があり、大小種々の異った技がある。こうしたことから、種々の理論を会得し、妙味を悟ることができる。真剣勝負は立っている姿勢から始まる。また、立っている姿勢での勝負に熟練していないと、一人以上の相手から攻撃された場合、これに対抗することは難しい。相手を投げってから固め技に移るのは格別危険はないが、相手が立っているのに自分が先に倒れて固め技に移るのは、特に真剣勝負の場合ならば不利になることが多い。などのことを講じ、投げ技を真剣勝負の場合に想定し、その優位性を論じていることは注目すべきである。更に禁止事項で、相手を寝技に引き込むことを禁止し、投げ技から寝技に移る条件をつけているのである。

試合は「一本」先取することを目標にしなければならない。最初から「技あり」や「技ありに近い技」を目標にすることは望ましくない。このことも前述の投げ技優位と同様、真剣勝負の場合のことを想定し、完全に相手を制することを目標にしている。明治時代はあくまで「一本」でなければ勝負を決することはできなかった。このことは昭和30年の規定の改正まで生きていた。「技あり」を先取した後、抑え技の場合は25秒経過したとき、「合せ技で一本」になる仕組みであるが、25秒になっても30秒まで抑えさせていた。しかし30年改正で、「25秒とす経過したとき」に改めた。しかし現在の規定の背景にあるものはあくまで一本を目標に戦わなければならない。絞め技、関節技の「技あり」は存在しない。これは「技あり」の判定がむずかしいこともあるが、一本があくまで目標であるからである²⁾。

審判員の決定は絶対であって、これに抗議することは許されない。この規定は明治32年以来、現在まで生きつづけている。主審の判定に際しては、ある程度の主観で判定がなされるという審判の特性を考慮し、また武道的な意味も含まれている。戦前の試合は心眼で審判したといわれる。選手の体さばきと崩し、そして掛けをみれば、自ずからその結果は判定できるということである。これは師匠が弟子の試合の判定をすることがたびたびあったので、弟子の動きはよくみえたのであろう。このことは現在も上段者が下段者の試合判定をする長幼の関係からであり、従って審判者は絶対者であるといえる。

絞技、関節技は相手が「参った」と表現しない限り、「一本」の判定をしない。従って「参った」と表現しなかったり、表現する暇のない時は、絞め落とされるか、骨折、脱臼するまでである。スポーツ柔道とは云え、やはり武道的特性が大きなウェイトを示している。

サッカー、柔道ともに、その国の国民性・道徳、歴史性をルールに反映していることが考察された。この傾向は今後も具体化され、細文化されるかたちで明文化されるだろう。しかしながら一方、柔道においては国際化の波にのり、西洋の合理主義的思想が、この傾向を阻止する傾向にあることもいえない。

しかし、サッカー、柔道に対する規範の内容が各々の国の独自性を発揮していることに気づく。

イギリスの紳士道としての礼の心は相手を尊敬し、品位を保つことであるのに対し、柔道のそれは加えて、日常の備え、覚悟、油断のない姿勢を表現している。正々堂々と名誉を重んじながら戦うルールであるが、柔道の戦う姿勢は名誉のもとに真剣勝負的な色彩が強く、その結果、何が何でも勝つという精神が内在していると思われる。サッカーの非紳士の行為は精神的・肉体的に相手を妨害する様な行為を罰する。このことは柔道も同様であるが、勝負の形態から相手を押す、引く、気合いなどはむしろ奨励している。以上、両者の国民性、道徳、歴史性から習俗化されたものがルールに反映され、各々特性を発揮している。

(六) 上述の如く、四つの改正の傾向をサッカーと、柔道に

ついて考察してきた。両者ともに改正の傾向は同様であるが、① 内容においての罰則規定化は同様の意味内容であるものの審判制度においてサッカーの審判員の絶対権は紳士的で、しかもプレイヤーと同列の判定者として位置づけているのに対し、柔道のそれは、歴史性から上意下達の圧迫的権限を有している。② 技術の発達変遷に伴う改正は、両者ともに同様の意味内容であった。③ 事実の外面的形式を具体化する傾向の内容は、柔道はスポーツ柔道として発展した戦後、整然としたルールを作成し、それまでの申し合わせ事項、または審判員に一任していた事項を全面的にルール化したことが特徴的であった。④ 習俗を明文化する傾向の内容は両国の国民性、道徳などがルールに示されていることがうかがえた。

参 考 文 献

- 1) 多和健雄, 序説運動学。大修館書店, 昭和43年刊
- 2) 村山輝志, 柔道試合審判規定——規定の変遷史—— 学芸出版社 昭和48年刊
- 3) 永嶋正俊 スポーツルールに関する一考察 日本大学文理学部紀要 昭和48年 2と同じ
- 4) 功力靖雄, 明治野球史, 逍遙書院 昭和44年刊
- 5) 岩田浩三 バスケットボールの変遷における一考察 京教大卒論, 昭和44年度
- 6) 例 鎌倉国体柔道競技
主, 副審3人制の審判のもと, 副審2人が敗者の方に勝ちの旗を挙げた。しかし, 主審は他方の者が勝者と思っていたが, 多数決により, 敗者に勝ちの指示をした。結局真実, 勝った者が, 審判の誤りで敗けになった。このため, 「主審に副審の判定に疑いがあった場合は, 副審を呼び, 意見を聞くことができる」というルールを制定した。
- 7) トレーバー・レゲット, 紳士道と武士道, サイマル出版会 昭和49年刊
- 8) パブリック・スクールの生徒達は貴族の社会出身者で, 一種特権意識があった。14～5世紀, 外征内乱の時代は武術を身につけて戦うことを名誉とし, 一種騎士道精神を身につけていた。これを名誉とし, 意識していた。しかし, その後の社会情勢の変化で各階層人との間で, 交友がある中でも上述の紳士を受けついでたのである。
- 9) 水野忠文他, 体育史概説 体育の科学社 昭和41年刊
- 10) 14世紀頃のロンドンではフットボール(ストリートフットボール, モブフットボール)が隆盛であった。当時の社会的要請としては武術を身につけることであったので, 再三の禁止令が出されたりしている。15世紀頃になるとロンドン以外でも禁止令が出ていることから広くこの種目が実施されていることが理解される。しかしフットボールは消滅しなかった。16世紀になると禁止することでなく, これを教育的に利用することに着眼し, 逆に奨励した。つまり肉体的に機敏性を養い, 剛勇な気質を養えと, 学校にとりあ

げられるようになったのである。パブリックスクールでフットボールが行なわれるようになったのは1800年頃からであり、1840年になると各パブリックスクールで実施されるようになった。当時のルールは従って各スクール独自のものであった。彼等が各大学に入学して共通なルールの必要性から、F.A統一ルールができた。（3を参考にした）

11) 今村嘉雄, 日本武道全集, 人物往来社, 昭和41年刊

Summary

Judo and soccer in Japan and in England have their origins respectively.

This study compared the rules of Judo and soccer in the historical view point and the following results are found;

- (1) The tendency of the revision of their rules in the view point of fairplay, speed and safety in competing
- (2) The tendency of the revising of their rules are as follows;
 1. Development of their skills
 2. Reinforcement of the penalty in their rules
 3. Clearness of the limitation of the application to their rules
 4. Expression as the articles of the folkways of each country
- (3) Judo has the background of BUDO soccer has that of the gentlemanship respectively.

Especially, Judo has the rules like those of modern sports such as fencing, boxing and so on without losing the essentials of Budo after the World War.